

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について」
(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法について、「家族や親戚などが代理人として薬局・店舗に出向いて医薬品を購入する」という代替案について。

<懸念点>

■ 25.3%におよぶ日本全国の単独世帯を切り捨てる懸念：

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によると、平成 18 年における日本の単独世帯の割合は 25.3%である。これらの人々は、医薬品購入を依頼する同居者が不在である。尚、同統計では、高齢者世帯※は 17.8%にのぼるとの結果が示されている。

(※65 歳以上の者のみで構成するか、又はこれに 18 歳未満の未婚の者が加わった世帯)

■ 自らの判断で医薬品購入を望む国民の希望と権利を剥奪する懸念：

障害者等であって、自ら薬局や店舗に出向くことが難しくとも、自らの判断で医薬品を購入したい、と望む国民について、その希望と権利を本代替案においても、省令と同様に剥奪するものである。

1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法について、「介護事業者などが代理人として薬局・店舗に出向いて医薬品を購入する」という代替案について。

<懸念点>

■ 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方で介護事業利用者がどれだけいるか：

そもそも妊婦および育児中の方は介護事業を使用するとは考えにくく、加えて介護事業者などに含まれる、介護事業以外のサービス（ハウスキーパー、ベビーシッターなどを想定か）を利用し、外部から生活支援を受けている割合も高いとは到底考えられない。

本代替案については、どの程度国民の実態を把握した上で提示されているのかについて、極めて疑問である。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について」

(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

3. 購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

○ 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用する者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

この場合、使用する者の代わりに家族や親戚などが薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入し、使用する者に渡すことも可能である。

<懸念点>

■ 薬局・店舗における流通の実態を無視している点：

現在、一般用医薬品の小売に対する国内流通経路は、医薬品卸業者を通じての流通が主である。医薬品卸業者が取り扱う医薬品メーカーも限定的であり、且つ各小売業者が取引をする医薬品卸業者もまた限定的である。

本代替案はそのような流通の実態を無視したものであり、実現性について甚だ疑わしい。

また、先日全国家庭薬協議会が提案した医薬品流通のしくみ（日経流通新聞 平成 21 年 2 月 20 日付「転機の薬販売」記事より）については、現時点で賛同する医薬品卸は 1 社、且つ配送先となる薬局・薬店は全国約千四百店にとどまるとされており、全国を網羅するとは到底言い難い。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について
(日本薬剤師会他9団体連名の検討会提出資料)の実行性に関する懸念

(参考)

- | |
|---|
| <p>1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法
および</p> <p>2. 居住地の近くに薬局・店舗がない人に対する供給方法
に関し、「配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配置する」という代替案について。
に関連すると思われるパブリックコメント</p> |
|---|

(A)

置き薬屋さん、当方田舎で離島ですから留守でもクスリの交換をして行きます。支払いは島内で出会ったときに済ませておりますので、薬の用法注意についてはいっさい説明を今まで受けてきませんでした。事故もなく現在に至っております。

今日ネットで欲しい医薬品がいつでも手に入りとても助かっておりますのに既得権の維持のため(当方も許可事業者なので既得権の重さは理解しております)法の網をかぶせるのは時代に逆行しているのではないですか？販売の規制よりも薬そのものの検査を厳格にしてください。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について
(日本薬剤師会他9団体連名の検討会提出資料)の実行性に関する懸念

(参考)

- | |
|---|
| <p>1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法
および</p> <p>2. 居住地の近くに薬局・店舗がない人に対する供給方法
に関し、「配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配置する」という代替案について。
に関連すると思われるパブリックコメント</p> |
|---|

(B)

ネット販売を規制する前に訪問販売による強引な押し売りの問題を野ばなしにして良いのか？

私は昨年、ある置き薬の会社におりまして、研修は一切なく先輩に同行し、置き薬の交換に出ていました。その際に置き薬とは別に健康食品を薬事法を逸脱した文言をならべ、強引に老夫婦に販売している先輩を見て、あまりにも不信感を持ったものでした。対面販売は逆に法規制が届かないのではないのでしょうか？つまり訪問販売にこそ規制をすべきです。

ネットの場合は情報量がホームページ上にあるので規制しやすく、チェックもできるが訪問販売は薬の交換と称して、健康食品の効果効能を述べつつ、強引なやり方で販売をしております。

これを踏まえまして、利便性や開示性を考えれば、ネットにおける販売は規制すべきではないと思います。世界的な流れからも再考をお願い申し上げます。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について
(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

(参考)

1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法について、「家族や親戚などが代理人として薬局・店舗に出向いて医薬品を購入する」という代替案について
に関連すると思われるパブリックコメント

(c)

体が不自由で一人で出かけられない人、近くに薬局がない人、店が開いている時間に行けない人は、薬も手に入れることができず、我慢し続けなければならないのでしょうか。

体調が悪いときに、一人暮らしならなおさらですが、家族にも「薬を買ってきて」と頼めない人はたくさんいるのです。

通販での販売は、デメリットよりメリットのほうがはるかに大きいはずです。

風邪薬や頭痛薬程度の薬を対面で売らなければならない理由も理解できません。

この改正は不便をもたらすだけです。

撤回し、通販での継続販売を希望します。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について」
(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

(参考)

1. 障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いに行けない人に対する供給方法について、「介護事業者などが代理人として薬局・店舗に出向いて医薬品を購入する」という代替案について。
に関連すると思われるパブリックコメント

(D)

遠隔地に居住する家族のため、インターネット通販で医薬品を購入し送付していた。家族は、後期高齢者、身体障害者 2 級で、自宅の中でも手すりなどを利用してやっと動ける状態で単独での外出は不可能である。

かかる改正が行われれば、今後は些細な疾病でも医師の往診等を頼まなければいけなくなる。医療費の増大を招き、健康保険の財源が一段と厳しくなることも予想できる。高齢者・障害者ならびにその介護者をも困らせる改正は直ちに取りやめられたい。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について
(日本薬剤師会他9団体連名の検討会提出資料)の実行性に関する懸念

(参考)

3. 購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

○ 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用する者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

この場合、使用する者の代わりに家族や親戚などが薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入し、使用する者に渡すことも可能である。

(E)

私がインターネットで医薬品が買えなくなると、身体の不自由な高齢の家族が大変困ります。

ネットだと薬の注意・書き方も拡大してじっくり読めて、家族で相談もできます。

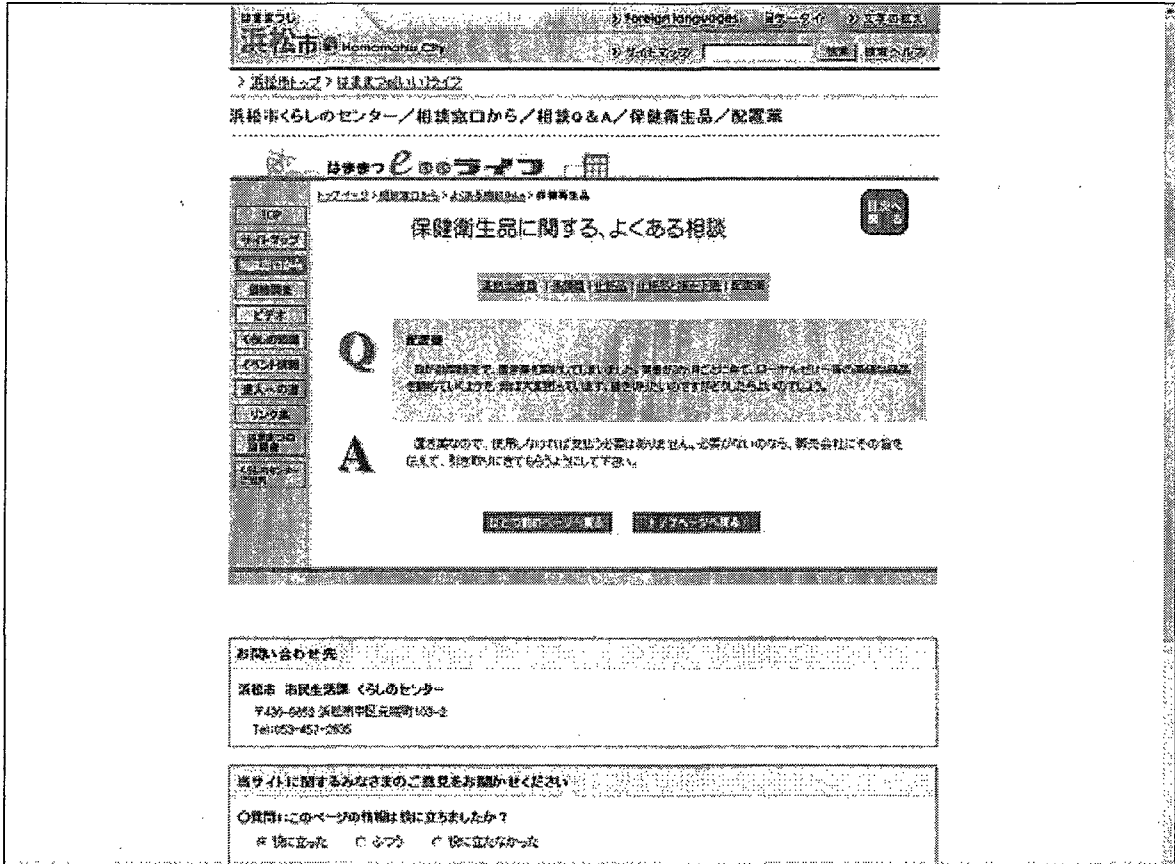
すぐ近所には薬局がなく、高齢の家族では毎日の買い物がとても負担になるので、ネットが使えないと健康維持が難しいです。

娘の私がネットで薬品を購入するようになって、少しは楽になっていた状況が、この先つらくなると思うと、暗い気持ちになります。

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について」
(日本薬剤師会他 9 団体連名の検討会提出資料) の実行性に関する懸念

(参考) 配置販売に関する補足資料



(http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/life_support/soudan/qa/qa05-5.htm)

JODA 資料 3

改正薬事法下での一般用医薬品供給の確保対策について
 (日本薬剤師会他9団体連名の検討会提出資料)の実行性に関する懸念

(参考) 配置販売に関する補足資料

和歌山健康生活センター
 TEL 073-430-1251
 紀南支所 TEL 0739-24-0989

トップページ > 相談事例一覧 > 相談事例詳細

相談事例いろいろ

Q 次々と契約してしまった健康食品(60歳代、男性)

以前から置き薬を契約し、薬者が半年に一度、薬師の店株に来る時には、親切に体調を聞いてくれた。
 何度か訪しているうちに、健康食品で体調改善をすれば元氣になれると説明され、半年分のドリンク剤を買った。その後、毎月担当者が続々と訪れ、これに合わせて飲むといふ、一人暮らしで夜ふかしと他人に迷惑をかけると言われ、次々に契約してしまった。
 健康食品を続けて飲んでいるが体調は変わらず、今度は次々契約してしまった健康食品の借入金への支払いができなくなってしまった。

A

健康食品を販売する業者は、体調を改善するには長期服用が必要で、効果がゆっくりとあって、1年～2年間分くらい的大量に購入を勧められることが多いようです。効果が分かる試飲は3～4週間程度で充分であると言われていますので、長期服用を勧める業者には注意しましょう。

また、健康食品はあくまで食品であって薬ではありません。相談者のように何の効果もない人や、一部には下痢や腹痛が出るという人もあります。

さらに、万病に効用があるような体験談を掲載した広告もあり、健康食品の効果は個人差が大であることを認識し、契約には冷静な判断が必要です。

健康食品のクーリングオフについては、問診や消費してしまった分の商品については代金の支払い義務が生じ、返金がされるのは未開封商品のみとなります。

店に合わせ食べかかったと書いて契約して半年後などに解約を申し出たとしても、健康食品には賞味期限が定められているため、消費期限も非常に短くなっています。

健康管理の基本は毎日の食生活にあります。どうしても健康食品に頼らなければならないときには、自分の食生活のチェックと健康状態を

● クーリングオフとは？
 ■ クーリングオフとは？
 ■ クーリングオフできるもの
 ■ クーリングオフの仕方

● 消費者教育・啓発
 ■ 消費者啓発とは？
 ■ 知っておきたい法律等
 ■ 消費者情報ニュース

● センターのご案内
 ■ センターの業務内容
 ■ パソコンの提供・請求書・データ
 ■ 相談提出資料

● 相談室内(健康生薬部)
 ■ 項目一覧

(<http://www.wcac.jp/b/qa.php?qcat1=1&num=1>)